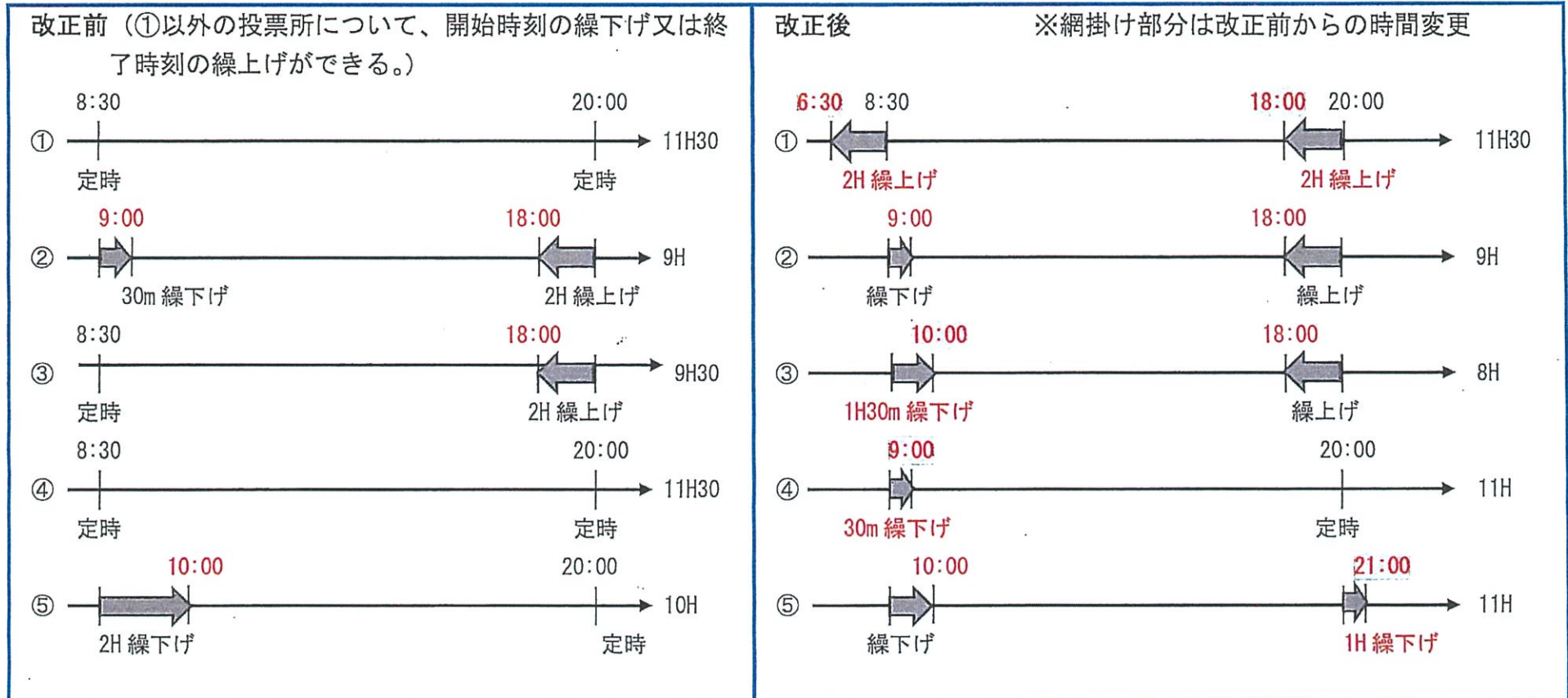


期日前投票の投票時間の弾力的な設定により問題となり得る事例

○改正案においては、8:30～20:00 の間にどこかの期日前投票所が開いていれば期日前投票所の開始時刻の繰上げ（2時間以内）・繰下げ及び終了時刻の繰上げ及び繰下げ（2時間以内）ができる。（開始時刻の繰下げ・終了時刻の繰上げは時間制限はない。）

5つの期日前投票所を設けるA市の例



①～⑤の投票所での投票時間の合計：51時間30分

①～⑤の投票所での投票時間の合計：50時間30分
※改正案だと、朝と夕方以降は、どこの期日前投票所が開いているか確認して投票に行く必要がある。